

大韓民国の在外選挙は
次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 7. 28

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

寄付行為は与える行為以外に 受けたり要求する行為も禁止されます

- ◎ 在外国民は何人(なんびと)といえども選挙に関して寄付行為が制限される者から、寄付を受けたり寄付を勧誘または要求することができません。

寄付行為は「与える者」と「受ける者」があつてこそ成立することから、選挙で金品が作用できないように「与える行為」のみならず「受ける行為」も禁止します。何人といえども寄付行為をできない“禁止対象者”から寄付を受けたり寄付を勧誘または、要求する行為をすることができません。寄付を指示・勧誘・斡旋・要求した者と 100 万ウォンを超過する金額または飲食物・物品価額を提供された者は 3 年以下の懲役または、500 万ウォン以下の罰金を受けることになります。

※ 100 万ウォン以下の場合、受けた金額またはその価額の 10 倍以上 50 倍以下(3,000 万ウォン上限)の過怠金を賦課(公職選挙法第 261 条⑥)

※ 禁止対象者: 候補者(予定者)やその家族、選挙事務関係者、政党、政党の代表者、国会議員、候補者や所属政党のために寄付行為をする者など

寄付行為に該当する法院判例

- 「希望豚貯金箱」は 1 個当り市価がわずか何百ウォン相当といっても財物に該当して、その配付に関して当然費用支出が伴うことなので、大統領候補のために「希望豚貯金箱」を配付した行為は寄付行為に該当する(大法院 2004.4.9.宣告 2003ド 8168 判決)

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています